

スカパープレミアムサービスに係る ガイドライン

2016年12月1日 第一版

株式会社スカパー・エンターテイメント

本ガイドラインについて

本ガイドラインは、株式会社スカパー・エンターテイメント（以下、当社）と番組供給事業者間のスカパープレミアムサービスに係る業務の適正性の維持を図ることを目的とするもので、スカパーJSAT 株式会社（以下、スカパーJSAT）が制定する「衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン」の主旨を堅持し、衛星デジタル放送の更なる普及・発展につながると期して制定するものです。

I. プラットフォーム事業者からの情報提供と、その共有について

- (1) プラットフォーム事業者の役務と提供条件の関係の透明性に関する情報
「衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン」に準拠し、これに係るプラットフォーム事業者から提供された情報については、当社は番組供給事業者に対しその情報を直接、又は間接的に共有できるよう配慮する。
- (2) 広告宣伝・普及促進の考え方
「衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン」に定める「普及促進委員会」を活用し、これを広告宣伝・普及促進に係る意見交換の場とする。また、プラットフォーム事業者が表明する広告宣伝・販売促進等の考え方や計画の事前説明・実施経過報告についても番組供給事業者と共有することとする。

II. 番組供給事業者に対し、不当な義務を課したり、不当な差別的扱いを行わないために

- (1) 番組供給事業者との関係における公正性
当社は、当社と資本関係のある・ないに関わらず、特定の番組供給事業者に対し、不当に優先的な取り扱い、又は不当に不利な取り扱いを行わない。
- (2) パック・セットの組成
当社がパック・セットの組成を行う際は、番組供給事業者と十分に協議を行う。また、パック・セットの新規企画立案、構成変更、料金や名称等の変更、廃止にあたっては、該当パック・セットを構成する番組供給事業者とプラットフォーム事業者に対し、その根拠や予見される効果について説明しなければならない。

III. 放送事業者と番組供給事業者の利益が相反する場合に、その適正な解決を図るために

- (1) 当社は番組供給事業者との間で利益が相反し、後に紛争の原因となる可能性がある事項については、文書によりその主張を明確にする。
- (2) 当社は番組供給事業者との当事者のみで解決が困難な事項や全事業者共通の課題などに関して、異なる視点からの意見を求めることが望ましいと考えられる事項については、「衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会」において中立的かつ広い経験と知識を有する者の意見を聞き、これを尊重する。
- (3) 番組供給事業者が「衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会」に対して提出することを希望した意見・申立てについては、速やかに同委員会に提出することとする。また、そのときに当社は、同委員会に対して、公正な立場で情報提供・現状説明を行うものとする。